

【大学独自の制度】授業料減免制度 よくある質問

2026年3月現在

目次 (タイトルをクリックすると、説明ページに移動します)

[申請対象者について](#)

[授業料の取り扱いについて](#)

[申請・審査について](#)

[書類について](#)

[家族認定\(家族人数\)について](#)

[特別の事情がある場合について](#)

申請対象者について

Q:授業料減免(=独自減免)は誰でも申請できますか。

A:経済的理由のため授業料を納付することが困難な者等を対象にした制度です。申請資格は、「2026年度大阪公立大学授業料減免制度に関する取扱いについて」(申請案内)で確認をしてください。

Q:[学部・学域生](#)[高等教育の修学支援新制度\(=【国の制度】\)](#)に申請せず、独自減免に申請することはできますか。

A:【国の制度】の申請要件のうち、「大学への入学時期に係る基準」を満たしている場合は、【国の制度】へ申請してください。【国の制度】の収入要件を超えることを理由に、独自減免に申請することはできません。

Q:[大阪公立大学等授業料等支援制度\(=【府の制度】\)](#)に申請せず、独自減免に申請することはできますか。

A:できません。【府の制度】の申請要件のうち、「申請要件(学生等の要件・在住要件)」を満たしている場合は、【府の制度】へ申請してください。

Q:社会人学生ですが、申請できますか。

A:申請は可能ですが、収入等その他要件により支援対象外となる場合があります。

Q:申請者の年齢制限はありますか。

A:年齢要件はありませんが、収入等その他要件により支援対象外となる場合があります。

授業料の取り扱いについて

Q:授業料減免を申請した場合、授業料引落はどうなりますか。

A:申請を受理された者は、前期授業料は8月末まで納付猶予します(後期授業料は10月末引落になります)。採択されない場合もありますので、この期間に授業料支払の準備をお願いすることになります。

申請・審査について

Q:個別に質問のある場合は、どうしたらいいですか。

A:「2026年度授業料減免申請要領」や「よくあるご質問」等を確認、それでも解決しない場合は申請者本人から OMU メールで質問を送付してください。

申請書類提出時には質問・不明点を解決し、申請書類提出時には必要書類がすべて提出できるようにしておいてください。

[問い合わせ先] gr-gks-genmen@omu.ac.jp

Q:申請時、どうしても大学へ連絡したいことがあるのですが、どうしたらいいですか。

A:申請書類提出時、様式⑧「申立書」に記入しておいてください。

Q:書類が申請に間に合いそうにありません。どうしたらいいですか。

A:必要書類は、申請締切までに準備をしてください。

Q:申請締切後に授業料減免の募集があることを知りました。申請できますか。

A:いいえ、申請締切後の受付は一切行いません。

Q:審査の流れを教えてください。

A:まず提出された書類を基に審査基準(成績等)を満たしているか、次に家計状況の確認を行い、2/3免除→1/3免除→不採択の順で判定されます。

Q:減免になる収入(所得)基準はありますか。

A:収入(所得)基準は設けていませんが、非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象としています。また、申請者の家族や収入(所得)の状況に変化がなくても、毎年同じ結果になるとは限りません。

[先頭に戻る](#)

Q:4月に授業料減免の申請を行いました。後期授業料減免に改めて申請しなければなりませんか。

A:授業料減免の申請受付は年1回(4月)、結果は申請年度の1年間有効のため、後期授業料のため改めて申請を行う必要はありません。

Q:前期休学を予定していますが、いつ申請をすればいいですか。

A:申請の受付は年1回のため、4月に申請をしてください。後期復学した際に結果を後期授業料に反映します。

Q:家計の状況が急変しましたが、年度途中で授業料減免の申請はできますか。

A:可能ですが、主たる家計支持者の死亡等により家計が急変した場合に限ります。要件に該当するか申請前に確認をしますので、学生課 学生奨学支援室までお問い合わせください。

Q:日本学生支援機構貸与奨学金と教育ローンを利用していますが、授業料減免の申請はできますか。

A:可能です。申請時、利用していることが確認できる書類(様式⑩)を提出してください。また、申請中の場合でも独自減免への申請は可能です。但し、申請者本人が本学入学(修学)のために貸与している奨学金、教育ローンに限り有効です。以下の点を確認のうえ、書類を準備してください。

- 貸与期間又は教育ローン利用期間が分かること
- 申請者本人が利用していることが分かること
- 申請者本人が大学院生で、学部在籍期間に貸与していた、または教育ローンを組んでいた書類を提出しても無効となります。

Q:授業料減免はどのように結果通知されますか。

A:学生ポータル(UNIPA)、OMU メールで申請者本人あて通知します。

Q:学部・学域生【国の制度】と独自減免との間で支援区分の差は発生しますか。

A:【国の制度】と独自減免は判定基準が異なりますので、まったく同じにはなりません。

Q:後期から休学予定ですが、支援はどうなりますか。

A:前期に申請を行い、減免対象者となった場合は、前期分のみ授業料を減額します。(休学期間中は、授業料は発生しません。)復学後に支援を希望する場合は、復学する年度の春に申請を行ってください。ただし、支援は最短修業年限までとなります。

[先頭に戻る](#)

書類について

Q:申請書類について教えてください。

A:授業料減免申請要領「提出書類一覧」で確認をしてください。

Q:家計支持者について知りたいのですが。

A:授業料減免申請要領「家計支持者および家族構成の認定について」で確認をしてください。

Q:4月に申請書類を提出すれば、申請完了になりますか。

A:6月に申請年度の「所得(課税・非課税)等」(様式④)、「家計支持者の収入・所得に関する書類」(様式⑤)とその関係書類を提出して申請が完了します。提出がない場合は、審査対象外となりますので注意してください。

Q:「所得(課税・非課税)証明書等」(様式④)をどうして6月に提出するのですか。

A:申請年度の「所得(課税・非課税)証明書等」が市役所・区役所等で発行されるのが5月下旬から6月上旬のため、発行される時期に合わせて提出をお願いしています。

Q:6月に家計支持者の収入(所得)に関する書類を提出すれば、必ず審査対象になりますか。

A:審査の対象にはなりますが、減免対象者として採択される保証はありません。

Q:税申告をしていませんが、どうしたらいいですか。

A:「所得(課税・非課税)証明書等」は審査に必要な書類です。確定申告を済ませていない場合は、早急に税務署で手続のうえ、申請書類提出時に「所得(課税・非課税)証明書等」が提出できるように準備をしておいてください。

Q:大学院1年生で「課題」の「2. 研究成果・業績」について記入できませんが、何を記入すればよいですか。

A:研究成果・業績について記入できない場合は、研究計画等について記入してください。

[先頭に戻る](#)

家族認定(家族人数)について

Q:家族認定(家族数)は、どのように決めるのですか。

A:授業料減免申請要領「家計支持者および家族構成の認定について」で確認をしてください。同居・別居を問わず、所得(課税・非課税)証明書等で扶養家族となっている方を家族として認定します。併せて、「健康保険資格確認書」や「後期高齢者医療資格確認書」により認定確認をします。生活保護受給者は「生活保護受給者証」またはそれに代わる書類を提出してください。

Q:家族認定された祖父母が年金を受給していますが、収入に含まれますか。

A:家族認定できる祖父母の年金は収入に含みません。但し祖父母が家計支持者の場合は、給与・年金・所得(不動産や営業所得)等いずれも収入・所得として扱います。

Q:同居している兄弟(姉妹)が働いていますが、家族として認定できますか。

A:家計支持者の扶養家族から外れる収入がある場合、家族として認定できません。扶養家族から外れる収入かどうかわからない場合は、兄弟(姉妹)の健康保険資格確認書を提出し、授業料減免願に名前・続柄等を記入してください。

Q:一人暮らしで、親からの援助もありません。独立生計になりますか。

A:誰にも扶養されていないと証明できれば、独立生計として認定し、申請者本人の収入のみで審査しますが、前年分の収入が150万円以上あること、下宿等により家計支持者と別に住んでいることなどが条件となります。

特別の事情がある場合について

Q:母子(父子)家庭ですが、何か提出する書類はありますか。

A:「母子・父子家庭または両親のいない家庭に関する申立書」(様式⑥)を提出、次に該当する場合は、指定する書類を提出してください。

申請者の兄弟(姉妹)が学生の場合	「母子・父子家庭における在学状況書類貼付用紙」(様式⑥裏面・申請者以外)
源泉徴収票や確定申告書で母子(父子)家庭の確認ができない場合	母子(父子)家庭であるという事実がわかる証明書類(戸籍謄本)

[先頭に戻る](#)

Q:母子(父子)家庭ですが、戸籍謄本は必ず提出しなければなりませんか。

A:提出必要ではありません。所得(課税・非課税)証明書、住民税決定通知等で母子(父子)家庭であることが確認できない場合に限ります。確認方法について、詳しくは授業料減免「母子・父子家庭の確認について(様式⑥関係)」で確認をしてください。

Q:申請者の兄弟(姉妹)が予備校に通っていますが、母子(父子)家庭として認定できますか。

A:母子(父子)家庭の認定はできませんが、家族数には含まれます。

Q:25歳の家族が就業中ですが、家計支持者の扶養家族となっています。母子(父子)家庭として認定することはできますか。

A:18歳以上60歳未満の家族が就業中の場合は母子(父子)家庭の認定はできませんが、家族数には含まれます。

Q:学生本人が30歳以上の場合、母子(父子)家庭(または両親のいない家庭)として認定できますか。

A:学生本人が30歳以上の場合は、母子(父子)家庭(または両親のいない家庭)として認定できません。ただし、母子(父子)家庭で、学生本人が母(父)に扶養されている場合、母(父)を家計支持者として大学独自の授業料減免制度へ申請することは可能です。

Q:両親が離婚調停中ですが、母子(父子)家庭として扱ってもらえますか。

A:離婚が成立していない場合は、母子(父子)家庭の認定はできません。両親を家計支持者として扱いますので、収入・所得に関する証明書(父母分)の提出が必要となります。また、父または母の所得(課税・非課税)証明書が提出できない場合は、審査対象外となります。

Q:母子(父子)家庭の認定がされない場合を教えてください。

A:申請者本人が家計支持者で扶養する子がいる場合や申請者本人が母親(父親)を扶養している場合は母子(父子)家庭として認定されません。

Q:父親(もしくは母親)と別居していますが、必要な書類はありますか。

A:いかなる別居理由であっても、収入・所得に関する証明書(父母分)の提出がなければ審査対象外となります。

[先頭に戻る](#)

Q:家計支持者が退職したのですが、提出が必要な書類はありますか。

A:退職金の有無により、提出する書類が異なります。

退職金のある場合	退職金の支給額が確認できる書類「退職金支給額証明書」「退職金の源泉徴収票」を様式⑤-8として提出してください。但し、収入確認期間(申請年度の前年1～12月)に退職金が1千万円以上(死亡退職の場合は、死亡保険金と退職金を合算して2千万円以上)ある場合は授業料減免の審査対象外となります。
退職金のない場合	「雇用契約書等(退職金の支給がない旨確認ができるもの)」「退職に関する証明書(様式⑤-8)」のいずれかを提出してください。

Q:申請時点で家計支持者が休職中です。証明に必要な書類はありますか。

A:給与収入以外に手当等の支給がある場合は、様式⑤-7として提出をしてください。

Q:車や住宅ローン等の支出がありますが、提出に必要な書類はありますか。

A:ありませんが、申請者本人が利用する教育ローンに関する書類は提出をしてください。

[先頭に戻る](#)